

公益社団法人秋田県獣医師会役員報酬及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人秋田県獣医師会の定款第29条に基づき、役員報酬及び費用に関し必要な事項を定める。

2 この規程は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)の規定に基づき、妥当性と透明性の確保を図る。

(定義等)

第2条 この規程における、用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第23条の理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、定款第23条第3項の総会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは認定法第5条第13号で定める報酬、職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わず、費用とは明確に区分するものとする。
- (5) 費用とは職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいい、報酬等とは明確に区分するものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員職務執行の対価として報酬を支給する。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員に対しては理事会への出席、執務等の都度、定額を支払うことができる。
- 3 常勤役員及び非常勤役員に対する賞与は支給しない。
- 4 常勤役員には退職手当を支給することができる。

(報酬等の額)

第4条 この法人の非常勤役員の報酬額は、日額12,000円、半日額6,000円とする。

- 2 常勤役員の報酬額は、年360万円以内とし、総会において決定した総額の範囲内で、理事会の決議を経て報酬額を決定する。
- 3 常務理事の退職金の額は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 退職の日におけるその者の報酬月額に在職月数を乗じて得た額に100分の15を乗じて得た額とする。

- (2) 前項の報酬月額は、その年度の総会で承認された常務理事報酬年額の1/2とする。
- (3) 前項の在職月数の計算は、常務理事に就任した日の属する月から退職した日の属する月までの期間によるものとする。
- (4) 常務理事が法人の業務上の傷病又は死亡により退職した場合、前項により計算した額に、その5割以内に相当する金額を加算することができる。

(報酬の支給方法等)

第5条 非常勤役員の報酬は、執務等の当日に通貨で直接本人に支払うものとする。

2 常勤役員の報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に通貨で直接本人に支払う。ただし、本人が報酬の全部又は一部について、自己の指定金融機関口座への振り込みを申し出た場合には、それを妨げない。

3 前項の報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

4 退職金の支給は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 退職の日から30日以内に本人に支給するものとする。
- (2) 死亡による退職の場合はその遺族に支給する。
- (3) 禁固以上の刑に処せられて退職した場合には、退職金は支給しない。

(手当)

第6条 役員には、管理職手当、通勤手当、時間外手当等の手当は支給しない。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益社団法人秋田県獣医師会の設立の登記の日から施行する。